3/29 赤旗

# 戦争法施行1年 大破たん

## 南スーダン派兵も 北朝鮮抑止力も

圧倒的な国民世論を踏みにじり、自民・公明などの数の力で成立した安保法制＝戦争法の施行から29日で1年を迎えます。日米両政府は同法の具体化を推し進めるかまえですが、新任務付与の第1弾である南スーダンPKO（国連平和維持活動）からの撤収を余儀なくされるなど、破たんが際立っています。（竹下岳）

### 繰り返された虚偽答弁 矛盾抑えられず撤退

自衛隊が戦後初めて、海外で「殺し・殺される」道に踏み込む危険がある戦争法。その初任務が、南スーダンPKO派遣部隊に付与された「駆け付け警護」です。従来の海外派兵法で「自己防護」に限っていた武器使用の要件を大幅に拡大し、自らが攻撃を受けていない場合でも「任務遂行」のために妨害勢力の殺傷を含む武器使用を可能にしています。

政府は昨年11月、第9師団（青森駐屯地）を中心とした第11次派遣隊に新任務を付与しました。しかし、10日、南スーダンからの撤収を決定。戦争法実行の出足からつまずいた形です。

安倍晋三首相らは、5年間にわたって派兵を続け、「一定の区切りがついた」などと〝成果〟を強調します。しかし、これは事実と異なります。

南スーダンでは内戦が収まらず、「紛争当事者間の停戦合意」などのPKO参加5原則が完全に崩壊。現地部隊も「戦闘発生」と日報に記していたにもかかわらず、日報の存在を隠ぺいした上で「戦闘は発生していない」と虚偽答弁をしてきた矛盾が抑えられなくなり、撤退に追い込まれたのが真相です。

国連PKOの主任務は「停戦監視」から「住民保護」に変質。停戦合意が崩壊しても活動を継続し、受け入れ国との交戦も排除していません。

東京外語大の伊勢崎賢治教授は「海外での交戦を禁じた憲法9条がある限り、自衛隊が国連PKOに参加するのは不可能。自衛隊ありきではなく、文民・警官派遣など、ほかの方法を考えるべきだ」と指摘します。

このまま新たな派兵を行えば、再び「戦闘は発生していない」と国民をあざむくことになります。同じ過ちを繰り返さないためにも、南スーダン派兵全体の総括が不可欠です。

### 日米同盟が「抑止」というが 軍事対軍事の悪循環

「平和安全法制の目的の一つは、『抑止力』を高めることにあります」。首相官邸ホームページの「『なぜ』『いま』平和安全法制か」には、北朝鮮や中国の動向を挙げて、こう記載されています。しかし、実態はどうでしょうか。北朝鮮は昨年9月、5度目の核実験を強行。4月には6度目の核実験を強行する可能性があるとみられています。防衛省によれば、昨年は金正恩体制で最多となる20発以上の弾道ミサイルが発射されました。6日には4発を同時発射し、うち3発が日本の排他的経済水域に落下しました。

沖縄・尖閣諸島周辺での中国の動きも活発化しています。海上保安庁によれば、昨年8月に接続水域内で確認された中国公船は147隻に上り、月別では過去最多となりました。昨年6月には、中国軍艦が初めて接続水域に入りました。

菅義偉官房長官は27日の記者会見で、「北朝鮮の挑発行為に対して、日米同盟の抑止力が大きな役割を果たした。（安保法制を）成立させて本当によかった」と誇りましたが、安保法制も日米同盟も、「抑止力」として機能していないことは事実が示しています。

中国・北朝鮮に対して、さらに「抑止力」強化で臨めば、軍事対軍事の悪循環を強め、事態のさらなる悪化を招くだけです。

### それでも具体化着々 ACSA改定、「米艦防護」

それでも政府は、安保法制の具体化を着々と進めています。（図）

昨年12月には自衛隊による「米艦防護」などを可能にする「武器等防護」の運用を開始。昨年11月には日米共同統合実動演習「キーンソード17」で、自衛隊が海外で米軍の兵たん支援を行う「重要影響事態」を想定した訓練を行うなど、戦争法に基づく共同演習が強行されています。（表）

また、改定された日米・日豪・日英ACSA（物品役務相互提供協定）が23日、自公両党と維新の賛成で衆院を通過しました。戦闘発進中の米軍機への給油や、弾薬の提供の全面的な解禁などが含まれ、「平時」からイラク戦争のような先制攻撃戦争まで、あらゆる事態で米軍などと燃料や食料などの融通が可能となります。戦争法に基づく地球規模での一体化の前提条件となるものです。

日米両政府は大型連休中に外交・軍事閣僚による日米安保協議委員会（2プラス2）を開催し、新ガイドライン（日米軍事協力の指針）と戦争法の具体化を進める意向ですが、有害・無益な安保法制＝戦争法は廃止すべきです。

### 安保法制施行後の具体化の動き

【2016年】

| | |
|---|---|
| 10・30～11・11 | 日米共同実動演習「キーン・ソード」で重要影響事態想定の訓練 |
| 11・15 | 南スーダンPKO部隊に「駆け付け警護」など新任務付与 |
| 12・22 | 米軍「武器等防護」運用開始 |

【2017年】

| | |
|---|---|
| 1・23～27 | 自衛隊統合指揮所演習で「武器等防護」など訓練 |
| 1・24～2・24 | 多国間共同演習「コブラゴールド」で兵たん支援など訓練 |
| 3・10 | 南スーダンからの自衛隊撤収を決定 |
| 3・23 | 日米、日豪、日英ACSAが衆院通過 |

### 安保法制の内容と施行後の主な動き

兵たん支援
- ○海外派兵恒久法（国際平和支援法）
- ○重要影響事態法
- （関連）○船舶検査活動法

➡ 共同演習で訓練

集団的自衛権（存立危機事態）
- ○事態対処法
- ○米軍行動関連措置法
- ○海上輸送規制法
- ○捕虜取扱い法
- （関連）○特定公共施設利用法

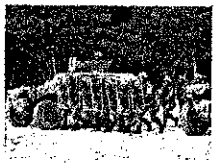

南スーダンでの「駆け付け警護」訓練を公開する陸上自衛隊＝2016年10月24日、岩手県滝沢市岩手山演習場

- ○国際平和協力法 ➡ 南スーダンPKOで「駆け付け警護」など付与
- ○自衛隊法 ➡ 米軍「武器等防護」運用開始
- ○国家安全保障会議設置法
- ●日米ACSA ➡ 衆院通過

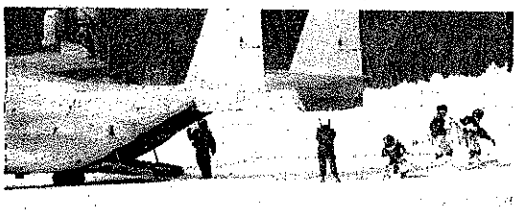

日米共同演習「フォレスト・ライト」で米軍のオスプレイから降りて移動を開始する陸上自衛隊員ら＝13日、新潟県、関山演習場